

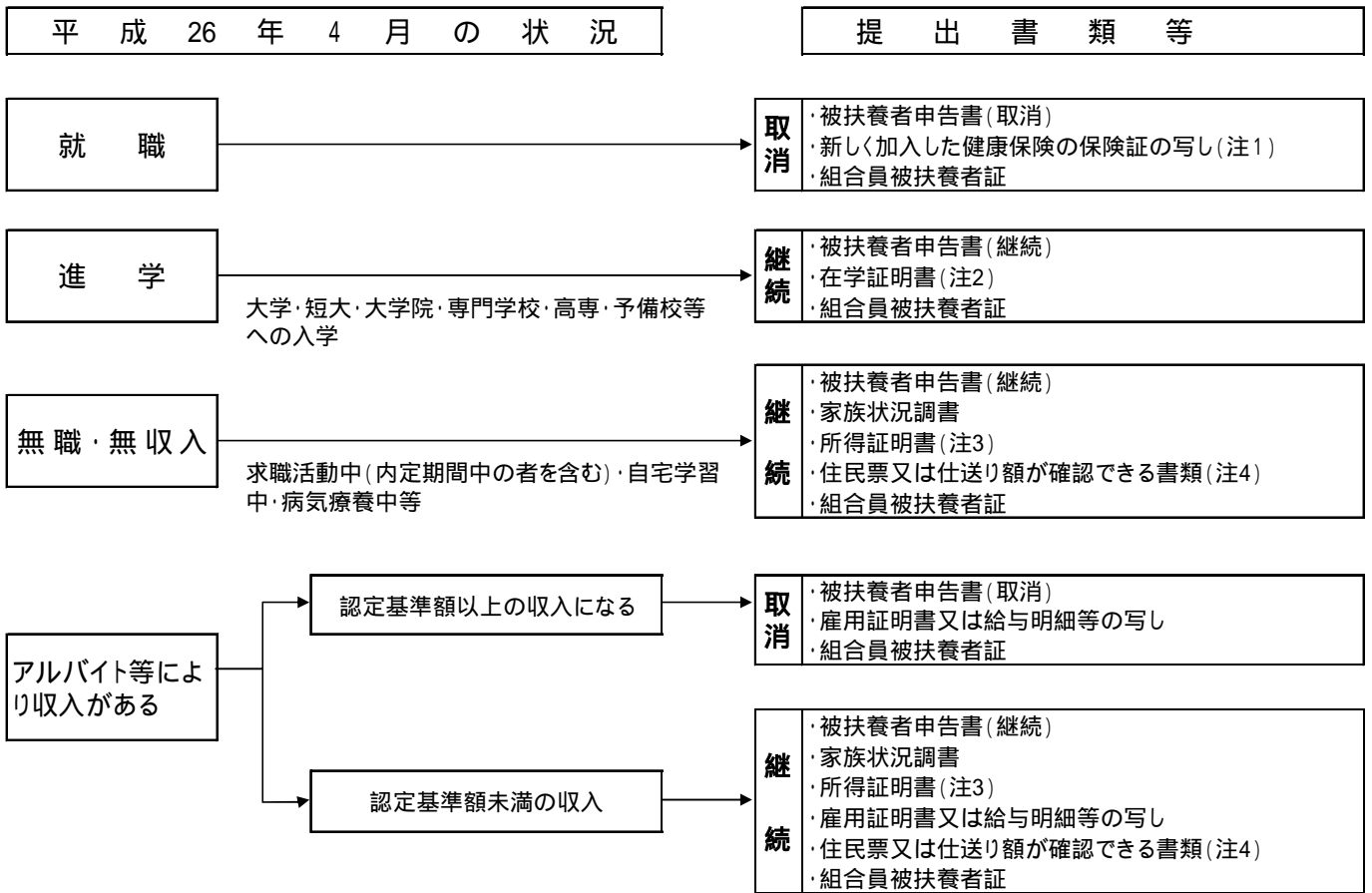
組合員のみなさまへ

被扶養者の異動手続きのお願い

新春を迎え、卒業・進学又は就職等に伴う被扶養者の異動が生ずる季節となりました。就職・進学・退職などにより認定事由に異動が生じた場合は、下表を参照し被扶養者の継続認定又は取り消しの手続きをお願いいたします。

組合員被扶養者証に有効期限の記載がある被扶養者が、その後も引き続き認定を受ける場合は、当該有効期限から 30 日以内に継続認定の手続きが必要です。30 日を経過した後、所属所長へ「被扶養者申告書」の届出がなされた場合は、一旦、有効期限の翌日で被扶養者の資格を取り消して、「被扶養者申告書」を所属所長が受理した日から再認定することとなりますので、ご注意ください。

なお、**高等学校へ進学する者**にあつては、**本年から 6 月頃に対象者を抽出しご通知する予定でありますので、当該期間において手続きを行っていただけますようお願い申し上げます。**



事情によっては上記以外の書類を提出していただくこともあります。なお、「被扶養者申告書」、「家族状況調書」及び「申立書」は共済組合ホームページからダウンロードすることができます。

(注1) 取消予定日をもって取り消しとなる場合には、提出する必要がありません。「被扶養者申告書(取消)」及び「組合員被扶養者証」の提出をお願いいたします。

(注2) 遠方の大学等へ進学するため、入学前に更新後の組合員被扶養者証の交付を希望する者にあつては、「合格通知書」又は「入学許可証」等の写しに「申立書」を添えて届出を行うことで、逐次更新後の組合員被扶養者証を交付することとなりますが、この場合は、平成26年5月30日(金)までに「在学証明書」を提出していただけますようお願いいたします。

なお、「在学証明書」、「合格通知書」又は「入学許可証」等の写しの余白に組合員証の記号番号、組合員氏名及び卒業見込年月日を記入してください。

(注3) 収入の証明がされている場合は、内容が確認できる「雇用証明書」又は「給与明細書の写し」等の書類の添付が必要です。

(注4) 扶養手当の受給がなく組合員と別居されている者にあつては、仕送り額が確認できる書類(銀行の振込受領書又はATM利用明細書等で一枚の用紙で振込人と受取人の氏名、振込年月日、仕送り額等の確認ができるもの)を提出してください。なお、この4月から「別居する」場合であっても、4月分の仕送り額が確認できる書類を提出していただく必要があります。

(注5) 卒業年月日が延期されたことに伴い、その後も引き続き被扶養者として認定を受ける必要がある者にあつては、平成26年4月1日以降、当該年度の在学証明書により継続認定の届出をお願いいたします。

問い合わせ先： 年金課 資格担当